



9月9日は「救急の日」

～救急医療は限りある資源です～

9月9日①は「救急の日」、9月9日から9月15日②までは「救急医療週間」です。

緊急・重症の場合以外は通常の診療時間内の受診や、在宅当番医といった初期救急医療施設を利用するなど、限られた医療資源を本当に必要としている方が利用できるよう、救急医療を適正に利用しましょう。

もし、急な病気やけがをして、救急車を呼んだほうが良いか迷ったときは、看護師などが電話でアドバイスします。

▷「救急安心電話相談」(短縮ダイヤル) #7009

受付時間：平日・土日 18時～23時

日曜・祝日 9時～23時

※ダイヤル回線、IP電話、光電話からは

☎03-6735-8305

▷「こども急病電話相談」(短縮ダイヤル) #8000

受付時間：毎日 19時～翌朝6時

※ダイヤル回線、IP電話、光電話、銚子市からは

☎043-242-9939

また、9月は、AED・心肺蘇生法普及啓発強化月間です。心肺機能停止状態となった方の命を救うため、講習会に参加して、AEDの使用法や心肺蘇生法を習得しましょう。講習については、住所地は勤務地のある市町村消防か日本赤十字社にお問合せ下さい。

▷問合せ 県健康福祉部医療整備課 ☎043-223-3879・3886

チャイルドシートの補助をご存知ですか？

町では次世代育成支援事業の一環として、交通事故などの二次衝突の危険性から乳児及び幼児を守り、あわせて保護者の経済的負担の軽減を図るため、チャイルドシートの購入に要する費用を補助しています。

- ▷補助対象者
- ・購入日に、対象となる乳児が1歳未満であること。
 - ・購入日及び申請日に当該乳児及び親権を有する者が町内に住所を有していること。
 - ・親権を有する全ての者が神崎町税条例に規定する町税を滞納していないこと。

- ▷対象物件
- 道路運送車両法及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、幼児の発育の程度に応じた形状を有するもの。

- ▷助成の額
- 1台につき5,000円。
ただし購入価格が5,000円未満の時は、その額となります。

- ▷申請・問合せ先 総務課 ☎⑦2 1 1 1

